

国民年金システム標準化研究会 ベンダー分科会(第2回)
議事要旨

日時：令和3年11月18日(木) 10:00~12:10
場所：オンライン開催

出席者(敬称略)
(構成員)

日名子 大輔	株式会社RKKCS 企画開発本部企画開発部
深谷 瞬	株式会社TKC 住民情報システム開発センター住民情報システム技術部
川江 祐介	日本電気株式会社 公共システム開発本部住民情報グループ主任
山崎 高広	株式会社電算 開発本部ソリューション1部 主幹
大村 周久	富士通 Japan 株式会社 行政ソリューション開発本部住民情報ソリューション事業部第一ソリューション部 部長
黒田 隆史	株式会社日立システムズ 公共パッケージ事業部第二開発本部第一開発部 主任技師

(オブザーバー)

上野 耕司	厚生労働省デジタル統括アドバイザー
山本 康	厚生労働省デジタル統括アドバイザー
伊藤 豪一	デジタル庁プロジェクトマネージャー
前田 みゆき	デジタル庁プロジェクトマネージャー
丸尾 豊	デジタル庁統括官付参事官付参事官補佐
田尻 和広	日本年金機構事業企画部事業企画グループ長
和田 大	日本年金機構国民年金部適用グループ長
高柳 淳一	日本年金機構システム企画部システム開発調整グループ参事役
鎌倉 静香	厚生労働省年金局事業管理課 課長補佐
濱村 明	厚生労働省年金局事業管理課 課長補佐
平山 宏昌	厚生労働省年金局事業管理課 国民年金適用収納専門官

【議事次第】

1. 開会

2. 議事

- (1) 第1回ワーキングチーム及びベンダー分科会の振り返り
- (2) 機能要件における論点討議
- (3) 帳票要件における論点討議
- (4) 今後の進め方について
- (5) その他

3. 閉会

【意見交換(概要)】

(2) 機能要件における論点討議

- 討議事項「共通①年金機構が管理する情報の国民年金等システムにおける取扱方針」について、年金機構からの受領対象のうち共通1「被保険者に関する基本情報」及び共通2「受給者に関する基本情報」について、どのような項目を受領するか。(構成員)
- 項目については現在精査中であり、「機能・帳票要件一覧」に必要な項目を定める想定である。ご質問の趣旨についてお聞かせいただきたい。(事務局)
- 基本的に基本情報は市区町村保有のデータを年金機構に提示するものであり、年金機構から受領した基本情報をどう処理する想定かを伺いたかった。当該項目の整理はこれから行うということで承知した。(構成員)
- 住民記録に関する情報については、自治体の情報が正となることはご認識の通り。一方、年金機構の情報が正となる被保険者及び受給権者にかかる情報について、どのような項目があるか整理したいと考えている。(事務局)
- 自治体にて年金機構の保有データをどう取り込むかについて議論するものと考えている。処理結果一覧については処理結果一覧媒体作成仕様が公開されており、連携パターン①(電子媒体授受による連携)で国民年金システムへの取り込みが可能である。なお、処理時結果一覧中には様々な異動事由があるが、今後はどの異動事由を取り込み対象とするかについても整理を進めるという理解であっているか。(構成員)
- ご認識の通り。(事務局)
- 取り込み対象外とする異動事由については、処理結果一覧媒体作成仕様上には定義がされているものの標準仕様書の対象外として整理する可能性があるということか。(構成員)
- ご認識の通りであり、標準仕様として異動事由を必須/オプション/実装不可のいずれで整理するのかという議論が必要と考えている。(事務局)
- 承知した。取り込み対象の異動事由の識別と、各異動事由の必須/オプション/実装不可の切り分けについては、今後自治体と協議を重ね、結果を我々に展開いただくという理解であっているか。(構成員)
- 第2回ワーキングチームは先週開催済みであり、必要に応じて自治体の意見を個別に確認した上で「機能・帳票要件一覧」に反映し、結果を展開でき

ればと考えている。（事務局）

- 当該討議事項について、第 2 回ワーキングチームで議論された内容を共有させていただく。議論は大きく 2 つに大別でき、1 点目は、年金機構-自治体間にかかるネットワークのインフラを整理して電子的な情報連携が可能かという議論である。2 点目は、3 番「資格関係等の処理結果」から 6 番「適用勸奨対象・職権適用対象者一覧」までの報告関連にかかる項目と 7 番「免除申請承認(却下)通知書発行一覧表」以降の送付関連にかかる項目に重複があるため、報告関連の受領項目のうち、送付関連の項目として利活用できる項目があればデータベース上に自動反映する仕組みを構築できないかという議論である。今後のシステム構築にも影響を及ぼす議論であり、デジタル庁が主導するデータ要件及び連携要件の整理とともに、ベンダーの方々にはご留意いただきたい。また、当該議論を踏まえ、自治体が年金機構からデータを受領する通信方向だけでなく、年金機構-自治体間の双方向通信を念頭に、データ連携にかかる要件の整理を進める必要があるのではないかと考える。（オブザーバー）
- 1 点目の年金機構-自治体間のインフラ整備については、令和 7 年度末までに実現可能な範囲に限られるため、令和 7 年度以降の対応とする要件を見極めたうえで、どこまで標準仕様書に盛り込むのかという整理が必要である。また、2 点目については、項目の重複を整理する方向で機能要件の作成を進める想定である。（事務局）
- 討議事項「共通②住民税システムと国民年金等システムとの連携方針」について、当社としてはリアルタイム連携に賛同する。なお、所得又は 16 歳以上 19 歳未満の扶養数など、個人住民税の情報取得後に国民年金システム用に再算定が必要な情報があると認識している。当該算定方法についても、必要に応じて要件として明記されると考えてよいか。（構成員）
- 原則はご認識の通りであるが、要件として明記する部分と、導入の段階にて設計として検討する範囲があると考え。（事務局）
- 最終的なゴールがリアルタイム連携となることには賛成である。しかし、標準準拠の国民年金システムへの移行は一括ではなく、自治体毎に段階的に移行することになると想定されることから、一定期間、非標準準拠の国民年金システムとの連携が発生する。リアルタイム連携のみを前提とした場合、

非標準準拠の国民年金システムにも当該連携機能の実装が必要であり、非効率である。令和 7 年度時点で移行完了することを踏まえると、リアルタイム連携だけではなく複数の連携パターンを想定すべきと考える。連携パターンとして、税情報の副本を国民年金システムが保有し、参照するという機能も標準仕様に盛り込むべきと考える。また、第 1 グループの介護保険や障害者福祉でも複数の連携パターンを前提として整理を進めており、こちらも参照いただきたい。（構成員）

- 移行過渡期に必要な機能の提案と理解した。他のベンダーに違和感がなければ、本会合の結論として、必要であれば要件を明記する方向で整理を進めるがいかかが。（事務局）
- 令和 7 年度までに移行を完了するという目標があり、目標に向けた現実的な機能を実装する必要があると考える。連携要件としてどの機能がどのシステムと連携するかを定めるが、実装方法についてはベンダーの創意工夫を期待する部分と考えている。現時点では、連携方針を詳細に決め切れていない又は示せていない部分もあり検討しづらい点もあるかと思うが、どうすれば現実的にシステム間の連携がスムーズに行えるか、提案や意見をいただければ大変参考になる。（オブザーバー）
- 連携機能としての必要性については合意形成できたため、当該意見を踏まえて機能要件の整理を進めていきたい。（事務局）
- 討議事項「共通③住民記録システムと国民年金等システムとの連携方針」について、論点①と論点②について確認するという理解であっているか。（構成員）
- 第 2 回ワーキングチームにて論点①及び論点②にかかる自治体側の方向性として、住民記録システムとはリアルタイム連携を基本とすることが示された。この点について意見などをいただきたい。（事務局）
- 原則、討議事項の共通②又は共通④と同様、リアルタイム連携だけでなく、一部の情報を副本として保持して連携する方針が適切と考える。なお、住民記録システムの標準仕様書では、リアルタイム連携又は準リアルタイム連携のいずれかを実現するという記載であるため、情報提供側のシステム要件を踏まえて、国民年金システムにおける標準仕様書の記載も考慮いただきたい。準リアルタイム連携では、いずれかのシステムで一時的に情報を蓄

積して連携する方法を採ると思われるため、蓄積するシステムはどちらとなるか、又は当該要件は明記しないのか併せて検討していただきたい。（構成員）

- 連携先システムの標準仕様書と記載のレベル感を合わせる必要があることは承知した。連携先の要件も踏まえ、国民年金システムとして必要な要件を意識しながら最終的な仕様を固めていければと考えている。（事務局）

- 討議事項「共通④生活保護システムと国民年金等システムとの連携方針」について、町村においては、生活保護にかかる情報の管理は都道府県が担っているはずであり、町村では情報を保有していないと思われる。そのため、当該機能はオプション機能とするのが望ましいと当社では考えている。（構成員）
- いただいた意見を踏まえて、仕様化を進めさせていただく。（事務局）
- 第2回ワーキングチームにて、機能要件にてはインプット情報、処理内容及びアウトプット情報を明記していただきたいとの要望がデジタル庁から上がった。国民年金システムのインプット情報として、例えば地方税システムから取得可否な情報を識別したうえで機能要件に記載するということか。（オブザーバー）
- ご認識の通り。（事務局）

- 討議事項「共通⑤一括処理に関する要望・要件」について、人口規模が多い自治体では一括処理の要望も想定されるが、基本的にはリアルタイム処理で問題ないと考える。（構成員）
- 資格取得で一人ずつ処理する場合の業務の流れと、リスト受領時の業務の流れは同じということか。例えば、100人のリストを受領した場合に画面上で100人の中から1人の対象を識別して処理する機能は不要という理解でよいか。（オブザーバー）
- 自治体からは、たとえリストを受領した場合でも、一人ずつ確認しながらの処理が必要であると意見をいただいている。（事務局）
- 資料中の「各業務ステップ単位ではまとめて処理することを原則とする」という確認事項は要望がないということか。（オブザーバー）
- ご認識の通り。（事務局）

- 基本的にはリアルタイム処理に賛成である。なお、当社が把握している事例を紹介させていただくと、対象業務 No.6「情報提供・その他」における利用プロセス「内容確認（所得情報提供（免除勸奨））」では、年金機構からのデータ依頼に対して一括処理を行ってデータを提供する事例があった。ただ、本年度から当該事例は確認されておらず、今後も発生するかは判別できない。（構成員）
- 当社では基本的にリアルタイム処理に関して異論はない。当社の事例としては、免除申請の受付は個別に行うが、受付の履歴に基づいて免除申請を一括バッチ処理で行う機能がある。現在も人口規模が大きい自治体では利用している機能のため、当該事例を認識したうえで機能要件を検討いただきたい。（構成員）
- 登録等の機能とは別に、出力の一括処理の必要性については、いただいた意見を参考に精査を進めさせていただきたい。（事務局）
- 住民が市区町村へ申請するにあたり、マイナポータルへの対応が必要ではないか。例えば、産前産後休暇の保険料免除や種別変更については市区町村で申請や届出を受けていると思うが、マイナポータルとの関係性について教えていただきたい。（オブザーバー）
- 現在、窓口や郵送による各種届出の受付を国民年金にかかる自治体の業務として実施いただいている。今後も継続されると考えており、当該業務は標準化の範囲に含まれている。なお、免除にかかる電子申請については、各自治体が電子申請を受け付けるのではなく、マイナポータルと日本年金機構のシステムが連携し、より免除申請しやすい環境を構築する、ワンクリック免除の取り組みを進めている。免除に限らず、各種届出を各自治体ではなく日本年金機構が直接取り込むという取り組みは年金機構とデジタル庁と共に進めており、今回の標準化範囲外となる。（オブザーバー）
- 討議事項「共通⑥過去の情報の管理範囲」について、事務処理基準に定める期間を基本として、その他（年金機構が保持する情報等）は最低限の期間とする。（事務局）
- 討議事項「個別①DV等支援措置対象者の管理に関する機能への要望・要件」について、DV情報については宛名等の共通機能で管理するという提案をさ

せていただいた。保険料免除の判断に DV 情報が必要ではあるが、DV 加害者に DV 被害者の情報が漏れないようにするべく、他の業務システムを含め必要な機能について議論するべきではないかと考える。（構成員）

- 2 点ご教示いただきたい。1 点目は、対象業務 5 番「年金機構への報告・年金機構からの情報登録」の利用プロセス「報告書類作成（年金機構への報告・送付）」において、DV にかかる情報を用いてどのような業務を行うのか。2 点目は、DV にかかる情報は機微な情報であり、年金機構に対しどこまで情報を提供する必要があるか。例えば、自治体は DV 加害者にかかる情報は年金機構に提示しないと考える。（構成員）
- 国民年金保険料免除の審査時に DV にかかる情報を利用している。年金機構のシステムにて DV 被害者を判別するフラグがあり、DV 加害者の所得情報を考慮せずに免除決定を行っている。DV 加害者の情報は利用しておらず、今後も利用する想定はない。（オブザーバー）
- システム目線の参照可否よりも、自治体単位の大きな枠組みの中で DV 加害者にかかる情報参照は事務運用としてどうあるべきかの議論が必要と考える。（構成員）
- DV 関係は政府を挙げた取り組みであり、内閣府の所管課の指導を受けて、年金機構が各自治体に実務を実施いただいている状況である。DV 対応は政府全体として共通の業務要件があると思われるが、例えばデジタル庁が内閣府の所管課と協議し、その結果を各システムの標準化に落とし込んでいくという進め方で整理できるか。（オブザーバー）
- DV 案件については、内閣府の DV 所管課に対し各業務においてどう進めるのか方針の伺いを立てていた。結論として、実際の対応方針については各業務の窓口任せにしているとの回答をいただいたため、デジタル庁としては各業務で必要と思われる機能の検討をお願いしているのが実情である。年金局としてどのような対応が必要かについては、デジタル庁で個別相談を引き受けたい。（オブザーバー）
- 承知した。個別に照会が必要な場合にはご相談させていただきたい。（オブザーバー）
- DV 関係について 2 点確認したい。まず 1 点目は、年金機構としては市区町村側から DV 被害者のフラグ情報を提供いただければよいということか。（オブザーバー）

- ご認識の通り。DV 加害者の名前は不要である。（オブザーバー）
- 2 点目、通常の自治体では、女性相談所や福祉事務所において DV 被害者である旨を示す証明書を発行している。各事務部局では証明書に基づき個別の独自対応をしており、市区町村の窓口対応でも証明書等を確認することで DV 被害者フラグの設定が可能ではないか。もし可能であれば、フラグ情報を年金機構に送付する仕様を固めることで、紙媒体ベースの業務を前提として標準仕様書に記載できると考えるがいかがか。（オブザーバー）
- ご認識の通り。（オブザーバー）
- そうであれば、フラグ情報以外に業務に必要な情報があるかの精査は必要であるが、基本的には市区町村側でフラグ情報を立てて当該情報を年金機構に送付する業務となると思われる。（オブザーバー）

(3) 帳票要件における論点討議

- 討議事項「共通①印字を必須とする項目の範囲（必須/任意の判断基準）」について、資料に記載している一次判断基準（案）の方針で整理をさせていただく。各項目について個別の意見がある場合には、個別に整理させていただければと考える。（事務局）
- 討議事項「共通②電子公印のシステム化範囲」について、当社では、年金機構の様式にて定めがあれば、公印を出力すべきと考える。一方、自治体によってはゴム印で公印を押す場合もあるため、自治体にて電子公印の出力可否を選択可能とすべきと考えている。（構成員）
- 電子公印は実装負荷の観点から避けてほしいという要望はあるか。（事務局）
- 特にない。業務に必要な機能であれば実装させていただく。（構成員）
- 様式の見直し予定はなく、電子公印機能を実装することに消極的な理由はないため、自治体側の意見を確認した上で要件を確定させていただく。（事務局）
- 討議事項「共通③複写式用紙/ドットインパクトプリンタへの対応」について当社のシステムでは対応していない。もし当該機能が必須となれば、必要に応じて考慮するが、現状を踏まえると必須としない方が望ましいと考え

る。(構成員)

- 当社のシステムでも基本的にはドットインパクトプリンタに対応していないため、オプション機能として整理することを希望する。(構成員)
- 機能要件として優先度を下げる方向で仕様の整理を進めさせていただく。(事務局)

- 討議事項「共通④自由記入欄(連絡欄等)の扱い」について対象帳票 No. 11「電子媒体届書総括票」は、1回のバッチ処理で1枚しか出力されないため、備考をわざわざシステム印字する必要がないと思われる。また、対象帳票 No. 1「国民年金被保険者関係届書(申請書)」についても、住民が窓口で記入するため、連絡欄のシステム印字は不要と考える。(構成員)
- 今の意見を踏まえて、自治体の意見も伺いながら整理させていただく。(事務局)
- 当社では基礎年金番号を必須出力としていないが、自治体又は他ベンダーが備考に出力しているという意見があったため、今回の論点としたという理解でよいか。(構成員)
- ご認識の通り。基礎年金番号の出力については、次の[討議事項共通⑤]で討議させていただきたい。(事務局)

- 討議事項「共通⑤個人番号及び基礎年金番号の表記コントロール」について、対象帳票 No. 1「国民年金被保険者関係届書(申出書)」と No. 4「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」については住民が記入したうえで窓口へ提出する。提出時に個人番号を証明できる書類を保持していない場合に、自治体が個人番号を記載して年金機構へ報告してよいのかという懸念がある。個人番号を表示するか、基礎年金番号を表示するか、又は空欄とするかの3択から自治体を選択できるとよいのではと考えている。(構成員)
- 当該討議事項の前提を補足すると、住民が窓口に来た際に個人番号又は基礎年金番号のいずれかを記入用のプレ印字として出力する仕様とするかを議論いただいている。(事務局)
- 当社としては、セキュリティ上の問題などを考慮し、システムで個人番号を出力しない方針としており、個人番号は手書きいただく運用となっている。基礎年金番号のみ出力したい場合があるが、基礎年金番号欄と個人番号欄

が同じ欄では出力の制御が難しいため、これらの欄を別々に設けてほしいという要望をいただいたことがある。（構成員）

- 受け手側である年金機構としては、同一欄に基礎年金番号又は個人番号いずれの番号が入っていれば問題ない。基礎年金番号と個人番号で欄を二段に分けた場合、年金機構側の IF に非常に大きな影響を与え大規模な改修が発生する可能性もあることから、年金機構として要望はない。（オブザーバー）
- 他にも、できれば個人番号は使いたくないという要望を自治体からいただいたことがある。窓口の場合は問題ないが、年金事務センター等から照会があった場合には、個人番号ではなく基礎年金番号を利用したい運用もあると伺った。運用場面に応じ、利用したい番号の要望があるのかも含めて、今後議論させていただければと思う。（構成員）
- 自治体側の意見も踏まえて、整理を進めていきたいと考える。（事務局）

- 討議事項「共通⑥自治体側情報の出力範囲」について自治体の運用を考慮すると、電子媒体届出書総括表をシステム出力する時点では提出日等が定まっていない運用も想定されるため、システム出力はオプションとする整理が適切と考えるがいかがか。（構成員）
- システム出力時点では未定である項目があることを自治体に理解いただいたうえで、自治体の要望を踏まえながら整理を進めていければと考えている。（事務局）

- 討議事項「共通⑦○囲み表記項目の取り扱い」について当社としては、○囲みが数値表記に変わったとしても問題ない。（構成員）
- 当該表記の変更程度であれば、年金機構にとっても様式変更に際して大きな影響はないと伺ったため、様式を見直す方向で検討を進めさせていただく。（事務局）

（４）今後の進め方について

- 本日は会議の終了時刻を過ぎているため、P.4「2. 標準仕様書（素案）作成に向けた進め方」及びP.5「3. 意見照会（1月下旬～2月中旬）の考え方」については、のちほどご確認いただきたい。また、P.2及び3「1. ス

スケジュール概要及び想定議事」にかかる連絡事項として、第 2 回研究会は当初 12 月中旬・下旬に開催予定であったが、自治体側の帳票要件にかかる論点討議が未完、かつ当該討議を踏まえた機能要件及び帳票要件への反映作業を考慮し、第 2 回研究会以降のスケジュールを後ろ倒しさせていただく。第 2 回研究会は 1 月上旬・中旬、第 3 回研究会は 3 月上旬に開催予定であり、ご了承いただきたい。（事務局）

(5) その他

- 資料 3「帳票要件における論点」の P.3「1-2. 帳票要件における標準化対象帳票の考え方」において、標準化対象は法令上必須のみと明記しているが、令和 3 年 9 月 22 日（水）に開催された会議「地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する関係府省会議」の資料 4「地方公共団体の基幹業務システムの標準化のために検討すべき点について」の P.12「帳票要件の対象となる帳票」では、帳票要件の対象は住民向け及び職員向けの帳票・様式であり、カスタマイズの主要因となっていない帳票・様式を除いて標準を定めると記載されている。両記載を照らし合わせると、P.3 で類型 2 となっている対象についても様式検討を進める必要があると考えるがいかか。もし検討を進めるのならば、ベンダーの開発時期にも影響を及ぼすため、令和 4 年 8 月までに実施するのか、令和 4 年 8 月を超えて行うのか現時点の見込みをご教示いただきたい。（構成員）
- 類型 2 について、少なくとも今年度は「帳票詳細要件」及び「帳票レイアウト」の整理は実施しない。なお、来年度については、現時点で確定しているスケジュール又は作業予定がなく、共有できる情報は持ち合わせていない。（事務局）
- 今後、類型 2 を含めて後追いで定義を行った場合には、開発ベンダーとしては手戻りが発生するため、ぜひご検討いただきたい。（構成員）
- 開発スケジュールへの影響に配慮しながら、整理を進めさせていただきたい。（事務局）
- 法令上必須となる帳票については基本的に帳票レイアウトを作成する前提となっているが、法令上必須の帳票とシステム化必須の帳票は必ずしもイコールではないと考えている。例えば、高齢福祉年金は制度上これ以上対象者が増えることがなく減少する一方と思われるため、当該制度にかかる帳

票のシステム化には疑問が残る。これらの点を踏まえ、今後見直し予定があるかご教示いただきたい。（構成員）

- 帳票としては法令上必須だが、先を見据えた場合に今回の標準化に含めるか検討を要する帳票があるという意見と理解した。法令上必須との前提は踏まえつつ、最終的には自治体の意見を加味しながら、帳票要件を整理したい。（事務局）
- 整理を行う時期はいつ頃を想定しているか。（構成員）
- 今年度のスケジュールの中で進めていければと考えている。（事務局）

以上